第六十八条の四十四第八項中「第六十八条の四十三第十項」を「前条第十項」に、「第五十五条の五第一項」を「第五十五条の二第一項」に改め、同条第九項及び第十項中「第五十五条の五第一項」を「第五十五条の二第一項」に改める。

第六十八条の四十六第五項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改める。

第六十八条の五十四第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項中「その支出をした」及び「当該支出をした」を「その支出した」に、「当該連結事業年度」を「その支出した日を含む連結事業年度」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改め、同条第八項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第六十八条の五十四の二第五項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改める。

第六十八条の五十五第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第八項第一号中「当該」を「その」に改め、同条第十二項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改め、同条第十三項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第六十八条の五十六第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第五項第一号中「当該」を「その」に改め、同条第八項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改め、同条第九項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第十三項中「同項に規定する」を削る。

第六十八条の五十七第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同項第二号中「後の」を削り、同条第七項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改める。

第六十八条の五十七の二第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第六項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改める。

第六十八条の五十八第一項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第二項中「おいて、」を「規定する」に、「応じ、」を「応じ」に改め、同条第四項中「当該経過した」を「その経過した」に改め、同条第八項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改め、同条第九項中「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第十三項中「同項に規定する」を「法人税法第二条第九号に規定する」を削る。

第六十八条の五十九第一項中「中小法人等」を「中小企業者等」に、「第六十八条の九第八項第五号の二」を「第六十八条の九第八項第七号」に改め、同条第二項中「中小法人等」を「中小企業者等」に改め、同条第三項を削る。

第六十八条の六十一第一項及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第七項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改める。

第六十八条の六十三第一項の表及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十四第五項中「第六十八条の四十三の二第四項」を「第六十八条の四十四第五項」に改める。

第六十八条の六十六第二項中「法人税法第二条第九号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十八条の七十三第三項第一号中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「場合（」の下に「第六十八条の七十四第一項（第六十五条の三第一項第七号に係る部分に限る。）又は」を加える。

第六十八条の八十八第一項中「及び第五項」を「、第五項及び第十項」に改め、同条第七項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）」に、「（資産」を「（無形資産」に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第二十七項中「第九項」を「第十五項」に、「第十三項」を「第十九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十六項を同条第三十二項とし、同条第二十五項中「第二十二項の」を「第二十八項の」に、「第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十八条の八十八第二十八項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十四項後段を削り、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項中「一年間」を「二年間」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「六年」を「七年」に改め、「第四項並びに」を削り、「「前二項の」を「「の」に、「「前二項及び」を「「及び」に、「第六十八条の八十八第二十二項（」を「第六十八条の八十八第二十八項（」に、「同法第六十八条の八十八第二十二項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項」を「同条第二十八項」に、「（租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項の規定」を「第二項の規定」に、「第六十八条の八十八第二十二項」を「第六十八条の八十八第二十八項」に、「、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項」を「、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項」に、「第一項の規定」を「第一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「六年」を「七年」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「法人税法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等を記載した同項に規定する書類」を「個別帰属額等の届出」に、「同条第二項」を「法人税法第八十一条の二十五第二項」に、「第六十八条の八十八第二十項」を「第六十八条の八十八第二十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項を同条第二十四項とし、同条第十七項を同条第二十三項とし、同条第十六項各号中「第十一項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第十一項又は第十二項」を「第十七項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項とし、同条第九項中「。第十二項」を「。以下この項及び第十八項」に、「を算定する」を「（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する」に、「及び第十二項」を「及び第十八項」に、「前項各号」を「第十二項各号」に、「を当該」を「を第一項に規定する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結事業年度において、当該同時文書化免除国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第六十八条の八十八第九項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　前項本文の規定は、同項の同時文書化免除国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第六十八条の八十八第八項中「（前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）」を「に係る第六項に規定する財務省令で定める書類」に、「を算定する」を「（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する」に、「第十一項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」を「第十七項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた日から六十日」に、「を当該」を「を第一項に規定する」に、「法人税法第二条第三十九号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十号に規定する決定（次項及び第二十二項において「決定」という。）」を「更正又は決定」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該連結事業年度において、当該同時文書化対象国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。